

大学機関別認証評価実施大綱（案）及び大学評価基準（案） に対する各関係団体等からの主な意見について

平成16年2月に「大学評価準備委員会」においてお取りまとめいただいた「大学機関別認証評価実施大綱（案）」及び「大学評価基準（案）」について、今後さらなる検討を行う上での参考に資するため、112の関係団体等へ意見照会を行い、5関係団体から寄せられた意見を整理したものです。

（照会先：112の関係団体等）

○大学関係団体等

- ・大学関係団体 国立大学協会，公立大学協会，全国公立大学設置団体協議会，日本私立大学団体連合会，全国公立短期大学協会，日本私立短期大学協会（短大基準協会），大学基準協会，文部科学省所轄並びに国立大学附置研究所長会議，大学共同利用機関所長懇談会，日本技術者教育認定機構
- ・学校関係団体 高等専門学校協会連合会，全国高等学校長協会
- ・経済団体 日本経済団体連合会，日本商工会議所，経済同友会，全国中小企業団体中央会

○大学評価準備委員会委員等

大学評価準備委員会委員，同ワーキンググループ委員，
短期大学評価準備委員会委員，高等専門学校評価準備委員会委員，
大学評価・学位授与機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議委員，
同国立大学評価ワーキンググループ委員，
大学評価・学位授与機構評議員及び運営委員

大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する各団体等からの主な意見

はじめに

・評価の目的は、「大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」（下線は公立大学協会による、以下同じ）ことの2つにあると、「大綱」本文の冒頭（1ページ）に明記している。「大綱」の「はじめに」においては「教育研究水準の向上に資することを目的とし…」とあり、「維持」が欠落しているとともに「個性的で多様な発展」が挙げられていない。本文が優先すると考えるが、その通りで宜しいか。（公立大学協会）

・評価目的及び評価基準の設定いかんによって、大学の 教育研究水準の維持及び向上と 個性的で多様な発展との両立が可能にもなり、その反対に両立不能にもなる。学校教育法改正に伴う最初の試みである以上、評価基準・方法の改善に持続的な努力を払うことによって、評価主体（評価者）と大学（被評価者）との間に良好な信頼関係を築くよう特段の配慮を払うべきであり、そのことをより明示的に表現していただきたい。たしかに「はじめに」においては「評価を行った大学の意見を踏まえた上で、常に、よりよい大学評価のシステムを求め」と記されているが、しかし現実にはなお数年間にわたる「試行的」な時期が想定される。そのことへの自覚や緊張感が感得できる言及・表現が必要である。（公立大学協会）

評価の目的

- ・認証評価と適格認定の違いについて機構が行う機関別認証評価と、法科大学院だけに使われている適格認定の差が明確ではありません。報告書の中に用語集を加えて、用語の定義を明確にされることを希望します。（JABEE）
- ・国際的質保証は、JABEE等で行わないと私立大学の特色は出せないため、認証評価から切り離すべきである。（シンポジウム）

評価の基本的な方針

- ・「評価の国際的動向等」とは何か。具体的な内容を明らかにすべきである。
（全国公立短期大学協会）
- ・「機構の示す評価の枠組みに基づき・・・」（下線は公立大学協会、以下同じ）の「枠組み」が、これ以降の文章には出てこないため、何を指すのか不明である。（公立大学協会）
- ・「大学の教育研究活動に関し見識を有する者」とは、何を基準に、誰が選ぶのかを明らかにすべきである。（全国公立短期大学協会）

評価の実施体制等

- ・「評価の実施体制等」に記されている「評価委員会」委員と「各分野の専門家等」の意識及び能力が問われる。「各分野の専門家」が、いかに真摯であり、それぞれの分野に関して深く広い能力を有しているとしても、現在のわが国には、まだ大学機関別評価（主に教

育の分野)の専門家が存在しているとは言えない状況にある以上、それは個別研究分野の専門家とならざるをえない。特定分野の狭い専門家による各基準(計11基準)の評価を、単純に点数化して合算しても、自動的に全体の評価が出るものではない。もっとも大学評価・学位授与機構(以下、機構と略称する)の試行期間においても全学テーマ別評価が教養教育、社会貢献及び国際連携について行われており、特定の分野を超えた評価の経験もないわけではない。しかし、機構の教育評価の基本である分野別評価は、学部・研究科別に実施されたことを想起してほしい。(公立大学協会)

- ・人選が難しいことが予想されるが、学長・学部長など大学運営に一定の経験を持つ評価委員と各分野の専門家を意識的に加えるよう努力すべきである。大学運営の経験者は組織をまとめる難しさを熟知しているため、要素還元的な機関評価の限界もまた知っているはずである。(公立大学協会)
- ・評価委員及び各分野の専門家にかかる問題点は、単に人選、すなわち質に関わるだけでなく、量にも関わる。平成15年度末までの段階で、機構の分野別教育あるいは研究評価、全学テーマ別評価を担当した委員は、その大半が機構所属の教員ではなく、国公立大学の専任教員であり、しかも管理職に就いて多忙な方々を多く含む。評価委員及び専門家集団がこのような構成だとすれば、特定の分野を超えた機関評価についての調査・研究・研修を行うことは容易ではない。評価委員及び各専門分野の量的問題点は、「大綱」の範囲を越えるが、「大綱」の実践を保障する不可欠の条件であることを指摘しておきたい。評価委員の人材確保を考慮に入れた評価システムの制度設計が必要である。(公立大学協会)
- ・「評価チームの編成」は、何を基準に、誰が選ぶのか。客観的で公正な評価をおこなうことを目指すなら、評価チームの人員がだれによって構成されるかはきわめて慎重に検討されるべき問題である。評価委員の公選制などをとりいれるべきである。
(全国公立短期大学協会)
- ・評価担当者に外国評価機関の経験者を入れることが必要である。(シンポジウム)
- ・評価委員及び各分野の専門家の人選に最大限の注意を払い、また任命された評価委員及び各分野の専門家は、自己の果たす役割を自覚して、研修にとどまらず、積極的に議論を深め、大学評価の質の向上につとめるべきであろう。たんなる研修であれば、定められたマニュアルの実施研修に過ぎず、かえって積極的な議論の妨げになりかねない。これは評価のアキレス腱であるから、機構として前向きに大胆に外部の意見を求めることが望ましい。
(公立大学協会)
- ・「十分な研修」とは何か。評価の基準が現時点では明確にされておらず、「十分な研修」とは何であるかがわからない。(全国公立短期大学協会)

評価の実施方法等

- ・「評価事項」と「基本的な観点」が混乱を招く用法となっている用語の整理をお願いしたい。(公立大学協会)
- ・実施大綱(案)p.3(2)「評価プロセスの概要」の「大学における自己評価」の項におい

て、「また、必要に応じて学部・研究科ごとに…」とあり、「 機構における評価」には、これに対応するように、「また、必要に応じて学部・研究科ごとに…」とある。これは、大学、機構、双方が各々の必要性に応じて学部・研究科ごとに評価を行うのではなく、大学の自己評価において学部・研究科ごとのに評価を行った場合、機構でもそれに対応して、学部・研究科ごとの評価を行う、という意味に解して良いか。

(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所)

- ・「基準ごとに自己評価をふまえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判定を行う」とあり、そのこと自体に異論はない。しかしながら、そうした判定を行う際の具体的な方法、すなわち、大学全体の評価と学部や研究科等の教育研究組織の評価とを、どのように具体的に結合し、後者を前者に反映するかは明示的に説明されていない。大学や大学院の「教育研究の目的を達成する」ことを基準としても、それだけではあまりにも漠然としている。(公立大学協会)
- ・「必要に応じて学部・研究科等ごとに分析評価を行います」とあるが、「必要に応じて」の内容に具体性を欠くため、「大学全体」と「学部・研究科等」との関連の不分明さを解消することにはならない。現段階において主要な評価の領域とされている教育に限定して述べる。機構が平成12年度以来試行的に取り組んで来た「分野別教育評価」は、学部あるいは研究科別の評価として行われてきたが、平成16年度以降、機構に課せられる「機関別認証評価」は、教育について大学という機関を単位として行われる。すなわち、試行において蓄積されてきたところの創造的にして豊かな経験は、主に学部・研究科を対象としており、認証評価体制の下で新たに担う課題は、大学全体を対象としている。評価の対象において、平成15年度以前と、平成16年度以後では、これだけ大きいギャップがある。このギャップを埋めるのは容易なことではない。これまで実施されてきた学部・研究科などの個別活動の評価と新たに取り組む大学全体の評価とをどのように結びつけるかについては、方法論そのものがこれから開発されねばならない。機構では全学テーマ別評価として「教養教育」を実施した経験があり、全学の教育を評価するノウ・ハウを部分的には持っているので、これをさらに発展させてほしい。われわれは、現段階でその方法論が明示されていないことは当然であると認識している。それ故、どのような手順を踏み、どのような期間をかけてその方法論を確立していくかについて、機構としての方針が明らかにされなければならないと考える。(公立大学協会)

評価の実施スケジュール

- ・ 大学の自己評価担当者等に対する研修を機構が実施されるのは、予備審査とならないか、また大学の自主性を損なうことにならないか心配です。(JABEE)
- ・ 大学の自己評価担当者等に対する研修(11月から12月)から自己評価書の作成(翌年の1月から6月)までの期間が約半年強であるが、研修成果を学内にフィードバックし、自己評価書を作成するまでには期間が短いと考えられるので、研修を8月から9月頃の、もっと早い時期に実施してほしい。(シンポジウム)
- ・ 評価結果の確定で、評価報告書として - - - 広く社会に公表します。どの程度の内容の報告書になるか不明ですが、社会に公表されるために当たり障りのない内容になるのではないかと危惧します。(JABEE)

- ・評価結果を社会に公表することは、必ずしも透明性の高さにならない。評価のプロセス全体を公表することが透明性の保証になるであろう。(シンポジウム)

評価結果の公表

意見なし

情報公開

意見なし

評価費用の徴収

意見なし

評価の時期

- ・評価を希望する大学は、「評価を希望する前年の9月までに」(中略)、機構に申請することが必要」とあるが、これは5ページのスケジュール表にある9月末の申込のさらに前年を意味するのだろうか。評価申し込みから評価確定まで18か月必要という意味であれば、そのむねを明白に記載すべきである。(公立大学協会)
- ・大学が自己点検・自己評価を行い、それに基づいて認証評価を受ける際には、相当の準備作業が必要であり、小規模校ほど影響が大きい。認証評価が平成16年度に開始され、方法論が徐々に成熟していくことが予測され、また認証評価が7年に一度義務付けられるとすると、たとえば平成21年度あるいは22年度など、特定の年度に評価を希望する大学が集中することも十分に考えられる。評価の申請をどのように処理するかについて、一定の方針が示されるべきであろう。(公立大学協会)

追評価

- ・「VIII 評価費用の徴収」は、まだ具体的な額が出ていないが、どの程度を想定すればよいのか？また、p.7に見られるような「追評価」の場合の費用はどうなるのか。
(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所)

変更の届け出

意見なし

大学評価基準（機関別認証評価）（案）に対する各団体等からの主な意見

はじめに

- ・学校教育法第69条の3第1項に定められている「自己点検及び評価」の基準を事前に拘束して、各大学に画一的な自己点検・評価の枠組みをもたらすことのないように配慮をしてほしい。（シンポジウム）
- ・「観点」とは通常の日本語では「見方」、「視点」など判断の根拠となるものを意味し、ここに書かれているような具体的な事項を指すことはない。「趣旨」を「基本的な観点」に変更し、「基本的な観点」を「具体的な点検事項（ないし点検項目）」と置き換えるほうが適切ではないか。（公立大学協会）

基準 1

- ・基準 1「大学の目的」における基準1-1「大学の目的・・・学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること」の内容は、国及び文部科学大臣が留意すべき当然の法論理である。質の向上を促進する認証評価機関が敢えてこの法論理を基準にすることは、大学の個性を表現する「大学の目的」の内容を画一的な方向に導くのではないか。（シンポジウム）

（趣旨）意見なし

（基本的な観点）意見なし

基準 2

- ・基準 2「教育研究組織（実施体制）」で示されている「教養教育」の考え方について、大学教育においては「広い視野を持ち、深い思考力を培う教育」が重要であり、一般に言われる教養教育の中に、基礎教育の重要性が十分に認識されているか懸念する。（シンポジウム）
- ・基準 2のタイトルに「教育研究組織（実施体制）」とあり、その2-2には「運営体制」とあるが、意味が同じか、相違するならどう違うか。「運営体制」とは「実施するための体制が整備され、機能している」（7ページの3-3- など）と同義か。（公立大学協会）
- ・「基準 2 教育研究組織」の「趣旨」説明文中に、「各種センター」とあるのを、「センター、研究所」というように、より明確に示してほしい。（京都大学東南アジア研究センター）

（趣旨）意見なし

（基本的な観点）意見なし

基準 3

- ・基準 3「教員及び教育支援者」について，研究活動の評価は大学院を含めて行われるため，大学院教育の基礎となる研究活動の評価を行うことは，限りなく研究評価に等しくなると考える。この項に係る基準は，自己評価を困難にする。（シンポジウム）

（趣旨）

- ・大学入試センターの「作題委員」とか，機構の「評価員」などが，教員の教育活動ないしは，研究活動における，比較的重みのある要素として評価されないと，そのような「なり手」を確保することが難しくなると言うことでした。教育を通じた社会への貢献の観点とか，あるいは，教員の人事評価（承認，採用などを含むなどの観点に，それに類することも含めておいた方がいいのではないかと（事務局）

（基本的な観点）

- ・各教育機関が「任期制」を導入しているか否かを，評価基準とするべきではない。任期制を取り入れるかどうかは，各教育機関が各機関の教育目的等を考慮して，導入するのがよいかどうかを判断すべきものである。（全国公立短期大学協会）
- ・もし評価対象の大学が任期制を導入している場合については，（１）任期制など教員身分を左右するための適切な基準が示されていること，（２）その評価にあたっては大学の自主的な判断に基づく運営（調査，改善通告，審議過程の公表，異議申し立て）が保障されていること，（３）個々の教員の進退の決定に当たって学外者が決定権を持てはならないことを「案」は評価する委員の評価基準として明記すべきである。（全国公立短期大学協会）
- ・3-3- にある「・・・質の向上を図るためのシステム」のシステムとは何か。1つの文書（この場合は「大学評価基準（機関別認証評価）」のなかで，説明もなく類似の用語を用いると誤解を増幅させるので，十分に注意されたい。（公立大学協会）

基準 4

- ・基準 4「学生の受入」における基本的な観点は，専ら大学サイドに立ったもので構成されていると思われるが，アドミッション・ポリシーをどの程度社会（高校等）から認識してもらう努力を行ったかについて社会の認識度を加えることが重要である。（シンポジウム）

（趣旨）意見なし

（基本的な観点）

- ・4-3- の「・・・入学定員を大幅に超える，または大幅に下回る・・・」は下線部を付すのが正しい意図か。微妙な判断を要する箇所については，反復を恐れず正確を期すべきである。（公立大学協会）

基準 5

- ・基準 5 のタイトル「教育内容及び方法」のうち「方法」とは「教育方法」の意味か、特に 5 - 3 を指しているのか。(公立大学協会)
- ・基準 5 については、各学部、各研究科別の評価と全学的評価とをどのように具体的に結びつけるかという視点あるいは方法の提示が不可欠である。(公立大学協会)

基準 5 教育内容及び方法

- ・具体性が見当たりませんが、必須条件を示すべきではないか。(JABEE)
 - ・学習時間は幾らでもよいのか？
 - ・満足すべき目標を示すべきではないか？
 - ・水準について、国際的に通用するものであるべきではないか？
 - ・国民が納得できるものを示すべきではないか？
- ・「単位の実質化」という概念が曖昧でないようにして欲しい。
今の単位は形骸化しているので設置審の定義を変えるか、自己学習を含む総学習をトレースできるようにする必要があるのではないか。(JABEE)
- ・基準 5 「教育内容及び方法」における基準及び基本的な観点は、あまりにも事細かに設定している。大学の実態を考慮して、簡潔に整理してほしい。(シンポジウム)

(趣旨) 意見なし

(基本的な観点)

- ・項目が多すぎる上に、詳細すぎて、他の基準とはレベルの異なるものが入っている。5 - 1 - ~ は幾つかに括ることができないか。例えば、及び、と、とは、1 つに括ることができるのではないか。(公立大学協会)
- ・(インターンシップ) など() 内の指摘は単なる例示か、それとも必須記入項目であるか。もし后者であるなら、その旨を明記するほうが誤解は少ないが、果たしてインターンシップが「学問的動向、社会からの要請に対応した」教育課程の編成にとって唯一必須の項目であるかは疑問である。(公立大学協会)
- ・5 - 2 - と同 の関係は、 がいわば総論で が各論にあたるものと読めるが、 の「教育の目的・・・」と「教育内容に応じた適切な・・・」の下線部の用語の意味が不鮮明である。また() 内は事例の列举にすぎないのか、必須記入項目を意図しているのか。もし后者であるなら、その旨を明記するほうが誤解は少ない。(公立大学協会)
- ・大学院課程に関する項目も上記の学士課程と同じように整理が必要であろう。(公立大学協会)
- ・5 - 5 - の() が例示であるか、必須記入項目であるか、もし后者であるならこれだけで十分であるか。(公立大学協会)

基準 6

- ・教育の質の保証は大学の機関の保証でなく学習成果の保証という考え方が一般の理解ですので基準 6 については「教育の成果や効果が上がっていること」だけでは評価できないし不十分ではないでしょうか。あるいは具体的な評価手法をお考えでしょうか。(J A B E E)
- ・基準 6 の「・・・学生に身につけさせる・・・」は「趣旨」の説明にある通り「学生が身につける・・・」の表現が適切ではないか。「・・・や養成する人材像」は意味不明である。(公立大学協会)
- ・基準 6 「教育の成果」について、人材育成の観点から見ると長期的な追跡調査が必要であり、大学に大きな負担を強いることになる。短期的な見方を極力さけるように慎重な評価項目設定が必要である。(シンポジウム)
- ・基準 6 「教育の成果」の評価を卒業生か雇用主側から行うことの必要性は理解できるが、社会に出た後の環境等の因子に支配されるため、卒業生の学力等と評価結果の相関分析をしない限り、有意性に疑問がある。(シンポジウム)

(趣旨) 意見なし

(基本的な観点)

- ・基準 6 「教育の成果」における基本的な観点 6-1- について、入学時の学力により、在学中に与える教育の目的や影響の測定に不利又は有利が生じる恐れがある。(シンポジウム)
- ・基準 6 については、就職率、就職希望率などを全学的定量的に算出することは可能であるから、大学全体の評価と学部・研究科の評価とを結びつけ上で一定の手段が存在する。しかしながら、企業等に就職した卒業生の活動の評価やその評価と学部・大学院教育との関連については、各学部・研究科ごとの測定が容易ではなく、全学的評価との関連はいつそう容易ではない。もし必須評価項目とするのであれば、具体的な評価方法を参考例として示す必要がある。(公立大学協会)
- ・関係者の規定が「卒業（修了）生や、雇用主に代表される関係者」に限定的なのは、社会的に見て非常に異常である。大学が外部からの意見を聞く場合には、特定の政治勢力に偏向することを排除しつつ、ひろく諸団体、諸階層からの意見を聞き、なおかつ自主的判断をするということが守られなければならない。基準 9 (9 - 1 -) についても同様の配慮の上に学外者の意見が反映される必要がある。(全国公立短期大学協会)

基準 7

- ・基準 7「学生支援等」における学生の課外活動は、学生の自主的な活動として重要な正課外教育の一つである。基本的な観点の設定には、大学にその自主性を保証するための担保が重要である。(シンポジウム)

(趣旨)

- ・「例示を増やす」とかえって不必要な対応を増やすというのであれば、基準 7「学生支援等」の「趣旨」の部分に、「各大学の自主的な、創意ある取組みがあれば、それらについても評価の対象にする」という言及をしていただければ幸甚である。

(公立大学協会)

(基本的な観点)

- ・課外活動については、抽象的に「課外活動」とされているが、その中には、サークル活動、自治会活動、ボランティア活動など多様な領域がある。自治会活動は、学生の自主性・自律性を涵養する優れた媒体であることを認識する必要がある。課外活動は、アメリカでかつてはextracurricular activitiesといわれたが、今日ではcocurricular activitiesと称されるケースもあるほど、正課教育との緊密な結合の必要性が注目されるようになった。わが国でもこうした方向は、ボランティア活動やインターンシップの展開を待つまでもなく今後重要になるであろう。したがって、基準 5 においても課外活動と正課教育との結合という視点が必要である。(公立大学協会)

- ・国際交流に関連する学生支援として、留学生への支援が取上げられているが、在学生に対する海外留学への奨励も非常に重要である。この点は、わが国の大学における国際交流教育の中で、ともすれば軽視されがちになるので、そうした発想が必要である。(公立大学協会)

基準 8	意見なし
------	------

基準 9	意見なし
------	------

基準10 意見なし

（趣旨）

- ・基準10「財務」について，附属病院を持つ国立大学は，財投資金を長期的に償還していかなければならず，多額の負債を抱えており，また，歴史的な経緯から適当な自己資本を有しているとは言えない状況にあるため，配慮が必要である。（シンポジウム）

（基本的な観点）

- ・「素案」では，「基準10 財務」についての「趣旨」において，大学「予想できない外的要因の変化に対する危機管理」として「適当な自己資本（資金・資産）を保有する」ことを要求している。独立した法人として，自前の財政運営に責任を持つことは，一見，当然のことに思われるが，これは，実は大学教育に対する国家や自治体の責任放棄を財政面で具体化したものとなっている。なお，大学の利得を重視し，あるいは大学への補助金を削減するために財政運営の「健全化」を主張するのも，教育に対する公的責任の放棄であり容認しがたい。（全国公立短期大学協会）
- ・外部資金の導入に対しては，大学の持つ公共性，公正性を損なわないような運営の整備を求めるべきである。これは，財務運営に対する公的扶助と大学の財政運営の公共性，公正性の保全是，財政運営の透明化，効率化とは別の問題である。これらが，あらためて確認される必要がある。なお，「案」における財務評価の基本的な観点は，健全財務のための技術的基準が示されているのみであり，趣旨においては，財政基盤についての公的援助の必要性については全く触れられない。これは，基準の性格からそうならざるをえない側面もあるかとは，思われるが，教育支援と教育の機会平等について，財政面でいかにあるべきかという点をぬきに大学の財政評価はできないという観点を欠いている。（全国公立短期大学協会）

基準11 意見なし

（趣旨）意見なし

（基本的な観点）

- ・管理体制の整備・改善の課題は，大学の研究支援体制としての自由な自治の必要性という課題を踏まえた上で行わなければならない。評価に際しては，特定の個人や役職に権限を集中させることのみで，効率化をはかることが，大学の研究・教育の沈滞化を招く可能性を十分配慮しなければならない。（全国公立短期大学協会）
- ・基本的観点（11-1- ）に示された管理運営に対する意見の反映は，学生，教員，事務職員の学内関係者と社会の構成を配慮した雇用主に限定されない学外関係者との協議が必要である。（全国公立短期大学協会）

【選択的評価事項】

正規課程以外の教育サービスの状況	意見なし
------------------	------

(趣旨) 意見なし

(基本的な観点)

- ・ 1 - では、同サービス活動の結果および経過として、「活動への実施担当者やサービス享受者等の満足度等」から活動の成果があがっているか否かの評価を求めているが、ここでの判断基準は活動の実施者かそれとも享受者か、両者にずれがある場合にはどう判断するのか。満足度は、享受者、参加者の質によっても規定されるが、平均的な満足度を求めるのか否か、などが示されていない。(全国公立短期大学協会)